

議事要旨(2) IASBディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応

冒頭、関口常勤委員より、IASBディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応について説明がなされた。続いて、丸岡専門研究員より、対象範囲、「定義された料金規制」、特別な権利及び義務、並びにコメントレター（案）について、詳細な説明がなされた。

委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、対象範囲を絞って検討を進める場合、現実には対象となる事業がほとんどない可能性があるうえ、利用者も規制繰延勘定の計上に大きな意義を感じていないようであることを踏まえると、本プロジェクトの審議を継続するべきかどうかについて慎重な評価をすべきではないか、という意見がなされた。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 特別な会計上の要求事項の開発を検討するには、概念フレームワークにおける資産や負債の定義を満たすようにする観点から対象範囲はある程度絞るべきと考えられ、我が国で対象となる事業は結果として多くない可能性がある一方、他国（カナダ、ブラジル、インド、韓国など）の関係者からは、本論点への取組みについて強い要請が聞かれている。いずれにせよ、審議継続の是非に関する評価については、冒頭の全体コメントにも記載し、意見発信を行いたい。

- あるオブザーバーより、料金規制のあり方は各国によって異なり、通常、利用者も料金規制事業を行う各国の企業の財務諸表を比較していないことを踏まえると、共通の尺度を設けてグローバルな比較可能性を設ける必要性は乏しいと考えられ、規制の相違について利用者が理解出来るように開示のみのアプローチを進めることを提案してはどうか、という見解が示された。

- ある委員より、開示のみのアプローチを進める場合、料金規制事業について特別な会計処理の開発を要望していた者からの要請を満たさないのではないかと、という意見がなされた。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- ご指摘の通り、当初寄せられていた要請は、料金規制事業から創出される権利及び義務を資産や負債として認識する会計上の要求事項を設けるべきという意見のため、開示のみのアプローチではこうした要請を満たさない可能性が高い。

以 上